

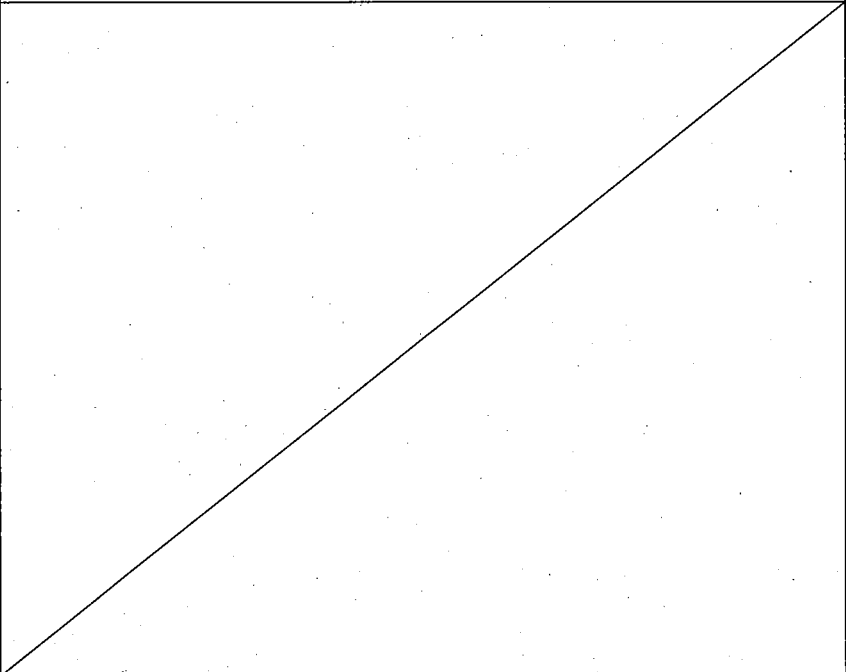
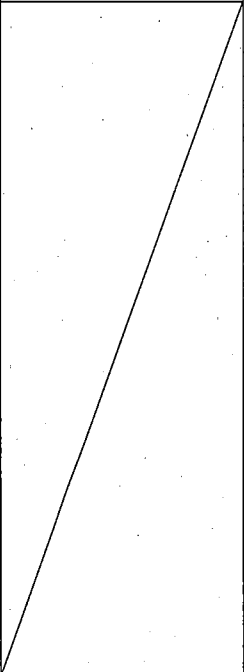
保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（北地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可	説明				
<p>【第1編 総則】 第1章 通則 第1条～第2条（変更なし）</p>						
<p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(省略)</p> <p>(27) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(28) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(29) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(30) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1059 443 1854 1235"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 443 1198 481">整理番号</th> <th data-bbox="1198 443 1854 481">使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 481 1198 1235">1</td> <td data-bbox="1198 481 1854 1235"> <p>取扱設備・機器： 照射試験は、次の各照射装置を用いて行う。</p> <p>(1) キャプセル照射装置 任意の照射孔でさまざまな種類の試料をそれぞれの照射条件に応じて照射できる照射装置である。</p> <p>(2) 水カラビット照射装置 原子炉運転中に試料の挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(3) インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。） 原子炉の圧力容器と隔離する炉内管を持ち、キャプセル照射装置と組み合わせて使用する。原子炉の運転中にキャプセルの挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(4) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。） 軽水炉燃料のふるまい及び出力急昇性能を調べるキャプセル照射装置の1つであり、OSF-1照射装置を利用して照射試験を行う。 <u>核燃料物質は、貯蔵設備に貯蔵する。</u></p> <p>(省略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の方法	1	<p>取扱設備・機器： 照射試験は、次の各照射装置を用いて行う。</p> <p>(1) キャプセル照射装置 任意の照射孔でさまざまな種類の試料をそれぞれの照射条件に応じて照射できる照射装置である。</p> <p>(2) 水カラビット照射装置 原子炉運転中に試料の挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(3) インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。） 原子炉の圧力容器と隔離する炉内管を持ち、キャプセル照射装置と組み合わせて使用する。原子炉の運転中にキャプセルの挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(4) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。） 軽水炉燃料のふるまい及び出力急昇性能を調べるキャプセル照射装置の1つであり、OSF-1照射装置を利用して照射試験を行う。 <u>核燃料物質は、貯蔵設備に貯蔵する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>使用変更許可における照射試験の削除を反映し、照射設備のキャプセル、ラビットの記載を削除したため齟齬はない。</p>
整理番号	使用の方法					
1	<p>取扱設備・機器： 照射試験は、次の各照射装置を用いて行う。</p> <p>(1) キャプセル照射装置 任意の照射孔でさまざまな種類の試料をそれぞれの照射条件に応じて照射できる照射装置である。</p> <p>(2) 水カラビット照射装置 原子炉運転中に試料の挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(3) インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。） 原子炉の圧力容器と隔離する炉内管を持ち、キャプセル照射装置と組み合わせて使用する。原子炉の運転中にキャプセルの挿入及び取出しができる照射装置である。</p> <p>(4) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。） 軽水炉燃料のふるまい及び出力急昇性能を調べるキャプセル照射装置の1つであり、OSF-1照射装置を利用して照射試験を行う。 <u>核燃料物質は、貯蔵設備に貯蔵する。</u></p> <p>(省略)</p>					
<p>第4条～第4条の2（変更なし） 第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 第5条（変更なし）</p>						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																													
<p>(職務)</p> <p>第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (省略)</p> <p>(26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMTRキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術課長は、JMTRに係る核燃料物質及びキャプセル等の所在管理に関する業務、キャプセル等の設計、製作に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射する未照射していない核燃料物質（JMTRの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）の管理及び使用済核燃料物質の貯蔵に係る照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設（照射課長が所掌する設備等照射準備室を除く。）の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMTRの中性子束測定用の核燃料物質核分裂計数管の管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(29) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJMTR本体施設のうち照射設備の運転及び保守並びに照射準備室の使用に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射した照射済核燃料物質（JMTRの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 廃止措置準備室長は、JMTR及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。 (省略)</p>	<p>共通編 添付書類4</p> <p>第1図 大洗研究所（北地区）の使用施設等の保安管理組織図（政令第41条関係）に記載されている。</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1050 379 1843 576"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>照射試験 核燃料物質の貯蔵</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中性子束の測定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>使用済み核燃料物質の貯蔵</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.2 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1050 724 1852 1386"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階 原子炉制御室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室</td> <td rowspan="4">(省略)</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下3階</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	照射試験 核燃料物質の貯蔵	2	中性子束の測定	3	使用済み核燃料物質の貯蔵	使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)	原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等	(省略)	原子炉建家地下3階	(省略)	<p>使用変更許可における使用の目的の変更を反映し、照射設備、キャプセル等の設計・検査、使用済核燃料物質の貯蔵の記載を削除したため齟齬はない。 なお、JMTRキャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。</p>
整理番号	使用の目的																														
1	照射試験 核燃料物質の貯蔵																														
2	中性子束の測定																														
3	使用済み核燃料物質の貯蔵																														
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																												
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																												
原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)																													
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)	(省略)																												
原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																													
原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																													
原子炉建家地下3階		(省略)																													

保安規定変更申請	使用変更許可				説明
	各照射設備機器等設置スペース				
	炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	
	カナル	(省略)	(省略)	(省略)	
	居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
	ホット実験室		(省略)		
	放射線管理室		(省略)		
	X線装置室		約26m ²		
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
	7.3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個数	仕様			
照射設備		—(省略)—			
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—			
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—			
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—			
BOCA照射装置	1基	—(省略)—			
その他の設備					
(省略)	(省略)	(省略)			
切断装置	2基	—(省略)—			
ハンドリングツール	1式	(省略)			
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—			
(省略)	(省略)	(省略)			
第2節 核燃料取扱主務者 第6条 (変更なし)					

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第35条の保安に関する業務報告を確認する。</p> <p>(5) 第34条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会及びJMTRキャプセル等審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>	<p>共通編 添付書類4</p> <p>第1図 大洗研究所（北地区）の使用施設等の保安管理組織図（政令第41条関係）</p>	<p>使用変更許可における照射試験の削除を受け、JMTRキャプセル等審査委員会の審議内容がなくなったため記載を削除した。</p> <p>なお、JMTRキャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。</p>
<p>第6条の3（変更なし）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第7条の2（変更なし）</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明								
<p>(使用施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第8条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) 使用施設等の運転及び保守に関する保安上重要な事項</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関する保安上重要な事項</p> <p>(4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(5) 使用施設等の設置及び変更の許可に関する事項</p> <p>(6) JMT Rキャプセル等設計基準及びJMT Rキャプセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(7) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1061 233 1850 424"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>照射試験 核燃料物質の貯蔵</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中性子束の測定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>使用済み核燃料物質の貯蔵</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	整理番号	使用の目的	1	照射試験 核燃料物質の貯蔵	2	中性子束の測定	3	使用済み核燃料物質の貯蔵	<p>使用変更許可における照射試験の削除を反映し、キャプセル等の設計・検査を行うことがなくなったため齟齬はない。</p>
整理番号	使用の目的									
1	照射試験 核燃料物質の貯蔵									
2	中性子束の測定									
3	使用済み核燃料物質の貯蔵									
<p>第9条～第10条 (変更なし)</p>										

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>—(JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成)—</p> <p>第11条 所長は、大洗研究所にJMTRキャプセル等審査委員会を設置する。</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名したものがあたる。</p> <p>3 JMTRキャプセル等審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>削除</p>	<p>共通編 添付書類4</p> <p>第1図 大洗研究所（北地区）の使用施設等の保安管理組織図（政令第41条関係）</p>	<p>使用変更許可における照射試験の削除を受け、JMTRキャプセル等審査委員会の審議内容がなくなったため記載を削除した。</p> <p>なお、JMTRキャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>-(JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項)-</p> <p>第12条 JMTRキャプセル等審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) キャプセル等の炉心配置の安全性</p> <p>(2) キャプセル等の安全性</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>共通編 添付書類4</p> <p>第1図 大洗研究所(北地区)の使用施設等の保安管理組織図(政令第41条関係)</p>	<p>使用変更許可における照射試験の削除を受け、JMTRキャプセル等審査委員会の審議内容がなくなったため記載を削除した。</p> <p>なお、JMTRキャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。</p>
<p>第12条の2～第35条 (変更なし)</p>		

保安規定変更申請					使用変更許可				説明	
別表第1 対象使用施設等 (第2条、第5条の2関係)										
第1欄	第2欄		第3欄	第4欄	第5欄					
使用施設等	施設区分		廃棄	放射線管理施設						
	本体施設	特定施設		物移送設備	屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備				
							7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備			使用変更許可における照射試験の削除を反映し、X線装置室、照射設備、キャプセル運搬台車及び切断装置の記載を削除したため齟齬はない。
							7.1 使用施設の位置 (省略)			
							(2) 居室実験室建家 居室実験室建家は、鉄筋コンクリートラーメン構造2階建の構築物であり、原子炉建家東側に設けられるエアロック通路によって原子炉建家とつながり、北西端は照射準備室建家とつながっている。本建家1階の北西端にはX線装置室、南隅にはホット実験室及び放射線管理室を設ける。 X線装置室ではキャプセル等の検査を行う。			
							(省略)			
							7.2 使用施設の構造			
				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様			
				原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)			
				原子炉建家2階	(省略)	(省略)				
				原子炉制御室	(省略)	(省略)				
				原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)				
				原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	(省略)				
				原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等	(省略)	(省略)				
				原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	(省略)				

保安規定変更申請				使用変更許可				説明
J M T R	(1) 使用施設	(1) 使用施設	(1) 第5編別表第	第2編 別表第 13に 掲げる 放射線 測定機 器	炉プール	(省略)	(省略)	(省略)
	① 原子炉建家	① 機械 室建家	1-3-7及び別表第 1-4-8に掲げる放 射線測定機器		カナル	(省略)	(省略)	(省略)
	② 居室実験室建家	② 使用 設備			居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)
	(7) X線装置室	(7) 電 源設備			ホット実験室	(省略)	(省略)	
	(47) ホット実験室	(7) 消 火設備			放射線管理室	(省略)	(省略)	
	(41) 放射線管理室	(1) 消 火設備			X線装置室	約26m ²	(省略)	
	③ 照射準備室建家	(2) 気体 廃棄 施設			照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)
	④ 使用設備	(3) 液体 廃棄 施設			機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)
	(7) 照射設備(キャプセル運搬台車、切断装置及びハンドリングツールを含む。)	① タンクヤード			7.3 使用施設の設備			
	(47) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ	② ホット機械室			使用設備の名称	個数	仕様	
	(41) その他の使用設備(ハンドリングツールを含む。)				照射設備		--(省略)--	
	(2) 貯蔵施設				キャプセル照射装置	1式	--(省略)--	
	(3) 液体廃棄施設				水カラビット照射装置	1基	--(省略)--	
	① 第1排水系貯槽				OSF-1照射装置	1基	--(省略)--	
	② 第2排水系貯槽				BOCA照射装置	1基	--(省略)--	
	③ 第3排水系貯槽				その他の設備		(省略)	(省略)
	④ 第4排水系貯槽				(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
					切断装置	2基	--(省略)--	
					ハンドリングツール	1式	(省略)	
					キャプセル運搬台車	1台	--(省略)--	
					(省略)	(省略)	(省略)	
(省略)								

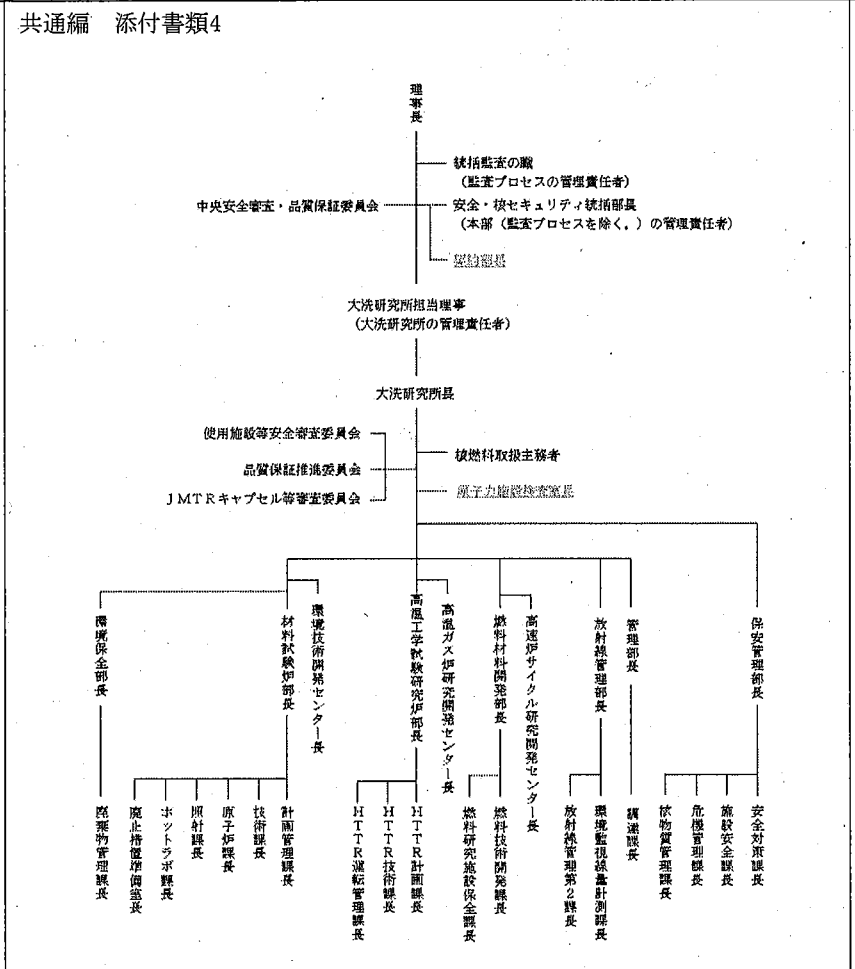
保安規定変更申請			使用変更許可				説明																
別表第2 施設管理者一覧 (第3条関係)			7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備				使用変更許可における照射試験の削除を反映し、X線装置室、照射設備の記載を削除したため齟齬はない。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設区分</th> <th>施設管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(1) JMTR</td> <td>照射準備室建家</td> <td rowspan="2">照射課長</td> </tr> <tr> <td>照射設備</td> </tr> <tr> <td>廃棄物移送設備</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>X線装置室</td> <td rowspan="3">原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> </tr> <tr> <td>その他上記以外の本体施設及び特定施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>			施設名	施設区分	施設管理者	(1) JMTR		照射準備室建家	照射課長	照射設備	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	X線装置室	原子炉課長	ホット実験室	その他上記以外の本体施設及び特定施設	7.1 使用施設の位置 (省略)				
			施設名	施設区分	施設管理者																		
			(1) JMTR	照射準備室建家	照射課長																		
				照射設備																			
				廃棄物移送設備	廃棄物管理課長																		
				放射線管理施設	放射線管理第2課長																		
				X線装置室	原子炉課長																		
ホット実験室																							
その他上記以外の本体施設及び特定施設																							
(2) 居室実験室建家 居室実験室建家は、鉄筋コンクリートラーメン構造2階建の構築物であり、原子炉建家東側に設けられるエアロック通路によって原子炉建家とつながり、北西端は照射準備室建家とつながっている。本建家1階の北西端にはX線装置室、南隅にはホット実験室及び放射線管理室を設ける。 X線装置室ではキャプセル等の検査を行う。 (省略)																							
7.2 使用施設の構造																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階 原子炉制御室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室</td> <td rowspan="4">(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)	原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)	原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等	(省略)	原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																				
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																				
原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)																					
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)																					
原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																					
原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																					
原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																					

保安規定変更申請			使用変更許可				説明
			炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	
			カナル	(省略)	(省略)	(省略)	
			居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
			ホット実験室		(省略)		
			放射線管理室		(省略)		
			X線装置室		約26m ²		
			照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
			機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
			7.3 使用施設の設備				
			使用設備の名称	個数	仕様		
			照射設備		--(省略)--		
			キャプセル照射装置	1式	--(省略)--		
			水カラボット照射装置	1基	--(省略)--		
			QSF-1照射装置	1基	--(省略)--		
			BOCA照射装置	1基	--(省略)--		
			その他の設備				
			(省略)	(省略)	(省略)		
			切断装置	2基	--(省略)--		
			ハンドリングツール	1式	(省略)		
			キャプセル運搬台車	1台	--(省略)--		
			(省略)	(省略)	(省略)		
別表第3 管理区域管理者一覧 (第3条関係)			7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備				使用変更許可における照射試験の削除を反映し、X線装置室の記載を削除したため齟齬はない。
			7.1 使用施設の位置				
			(省略)				
			(2) 居室実験室建家				
			居室実験室建家は、鉄筋コンクリートラーメン構造2階建の構築物であり、原子炉建家東側に設けられるエアロック通路によって原子炉建家とつながり、北西端は照射準備室建家とつながっている。本建家1階の北西端にはX線装置室、南隅にはホット実験室及び放射線管理室を設ける。				
			X線装置室ではキャプセル等の検査を行う。				
			(省略)				
施設名	管理区域区分	管理区域管理者					
(1) JMTR	照射制御室	照射課長					
	照射準備室						
	放射線管理室	放射線管理第2課長					
	ホット実験室	原子炉課長					
	X線装置室						
	測定室						

保安規定変更申請		使用変更許可				説明	
(省略)	燃料管理室		7.2 使用施設の構造				
	JMTR炉室その他上記以外の区域		使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	
			原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	
			原子炉建家 2 階	(省略)	(省略)		
			原子炉制御室				
			原子炉建家 1 階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)		
			原子炉建家地下 1 階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		
			原子炉建家地下 2 階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)		
			原子炉建家地下 3 階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		
			炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	
			カナル	(省略)	(省略)	(省略)	
			居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
			ホット実験室		(省略)		
			放射線管理室		(省略)		
	X線装置室		約26m ²				
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)			
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)			

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
別表第11(1) 核燃料物質の使用等に関する記録(第33条関係) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の1.1に定める記録 (条番号整理のみのため省略)		

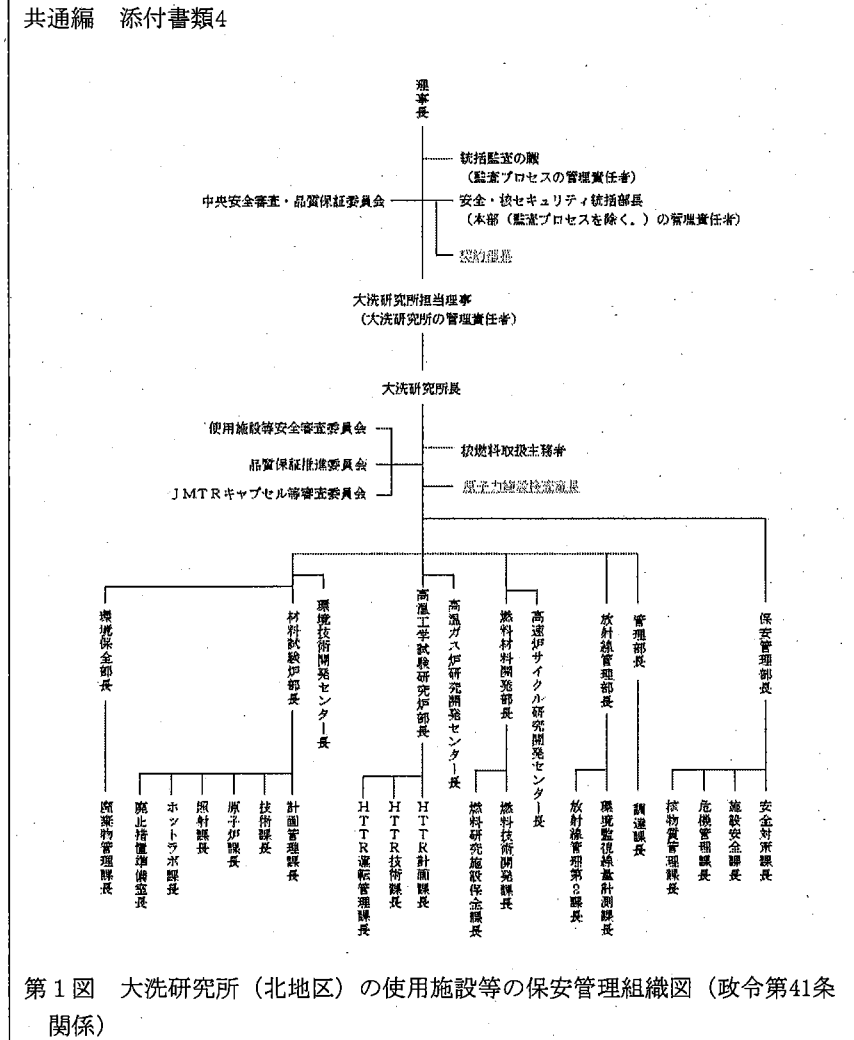
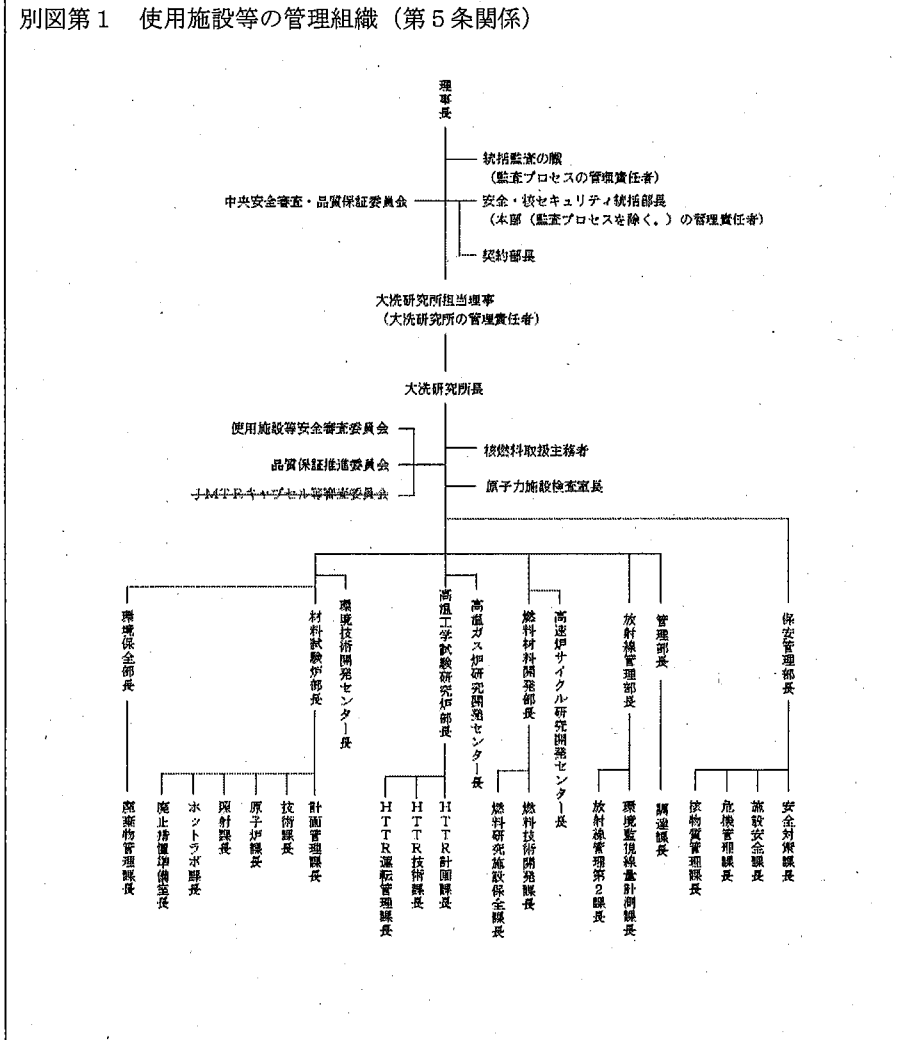
別表第11(2) その他の記録(第33条関係)				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
1. 委員会に関する記録 (イ) 使用施設等安全審査委員会の審議案件名及び出席者名 (ロ) JMTRキャプセル等審査委員会の審査案件名及び出席者名	開催の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間
2. 下部規則等の記録 (イ) 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期 (ロ) 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	開催の都度 その都度 その都度	計画管理課長 所長 施設管理統括者	計画管理課長 所長 施設管理統括者	3年間 規則等の存続する間 規則等の存続する間



使用変更許可における照射試験の削除を受け、JMTRキャプセル等審査委員会の審議内容がなくなったため記載を削除した。
なお、JMTRキャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。

第1図 大洗研究所(北地区)の使用施設等の保安管理組織図(政令第41条関係)

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
----------	--------	----



使用変更許可における照射試験の削除を受け、JMTR キャプセル等審査委員会の審議内容がなくなったため記載を削除した。
 なお、JMTR キャプセル等審査委員会の組織図からの削除については、廃止措置計画の認可を受け、令和3年6月4日申請の使用変更許可に反映した。

別図第2～別図第3 (変更なし)

保安規定変更申請	使用変更許可	説明				
<p>【第2編 放射線管理】</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等</p> <p>第1条～第31条 (変更なし)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理</p> <p>第31条の2～第31条の6 (変更なし)</p>						
<p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第32条 放射線管理第2課長は、第5編第3-3-31条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>						
<p>【第5編 JMTRの管理】</p> <p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「未照射核燃料物質」とは、照射施設において照射していないしやととする核燃料物質、JMTR原子炉施設において中性子束の測定に使用しようとする核燃料物質及び使用済核燃料物質として貯蔵する(使用する前の中性子束測定用の核分裂計数管を含む。)及び照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質をいう。</p> <p>(2) 「照射済核燃料物質」とは、照射施設において照射した核燃料物質及び(JMTR原子炉施設において中性子束の測定に使用した核燃料物質中性子束測定用として使用を終了した核分裂計数管を含む。また、照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質を除く。)をいう。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1059 906 1854 1098"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(省略) 核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。 (省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>8.1 貯蔵施設の位置</p>	整理番号	使用の方法	1	(省略) 核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。 (省略)	<p>使用変更許可における未照射核燃料物質と照射核燃料物質の記載を反映したため齟齬はない。</p>
整理番号	使用の方法					
1	(省略) 核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。 (省略)					

保安規定変更申請	使用変更許可				説明
<p>(3) 「炉内」とは、JMT R原子炉施設の原子炉容器内の全域をいう。</p> <p>(4) 「基準水位」とは、炉プール、及びカナル、SFCプール及びCFプールの水位について、それぞれの水位尺の0mmの水位をいう。</p>	<p>貯蔵設備 の位置</p>	<p>(省略)</p> <p>貯蔵施設の名称、貯蔵の場所、用途</p> <p>貯蔵施設は、未照射核燃料物質及び照射済核燃料物質に分けて設ける。</p> <p>なお、未照射核燃料物質には、使用の目的1の核燃料物質の貯蔵に係る核燃料物質のうち、未照射核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質を含む。</p> <p>(省略)</p>			<p>また、使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更し、整合を図った。</p>
<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p>					
<p>7.2 使用施設の構造</p>					
<p>使用施設の名称</p>		<p>構造</p>	<p>床面積</p>	<p>設計仕様</p>	
<p>原子炉建家</p>		<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	
<p>原子炉建家2階</p>		<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>		
<p>原子炉制御室</p>					
<p>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室</p>		<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>		
<p>原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース</p>			<p>(省略)</p>		
<p>原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等</p>			<p>(省略)</p>		
<p>原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース</p>			<p>(省略)</p>		
<p>炉プール</p>		<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																																				
	カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																					
	居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																					
	ホット実験室		(省略)																																						
	放射線管理室		(省略)																																						
	X線装置室		約26m ²																																						
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																					
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																					
<p>(要員の配置)</p> <p>第2条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に伴う取り扱い(以下、この編において「取扱作業」という。)を行う場合及び照射課長にあっては照射設備の運転操作を行う場合は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の作業のために特定施設の運転が必要な場合は、特定施設の保安に必要な要員を配置する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 568 1854 1038"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射試験の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																							
照射設備		—(省略)—																																							
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																							
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																																							
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																							
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																							
その他の設備																																									
(省略)	(省略)	(省略)																																							
切断装置	2基	—(省略)—																																							
ハンドリングツール	1式	(省略)																																							
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																							
(省略)	(省略)	(省略)																																							
<p>(手引の作成)</p> <p>第3条 材料試験炉部長は、JMTR使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 別表第1に掲げる特定施設の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p>共通編</p> <p>10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p>				<p>使用変更許可において運用及び管理を確実に実施するための図面等を含む文書を作成することを要求されているため齟齬はない。</p>																																				

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>		
<p>(年間使用計画) 第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJMTTR使用施設等の年間使用計画（以下この編において「年間使用計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量 (4) 取扱い方法の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第1-8-19条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称及び予定期間 (7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>		
<p>第5条～第6条 (変更なし)</p>		

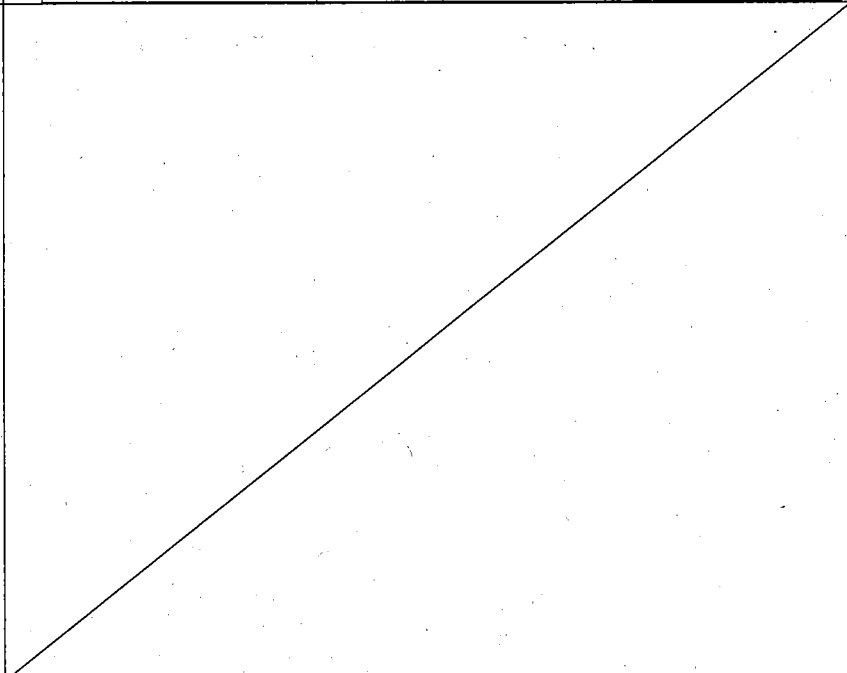
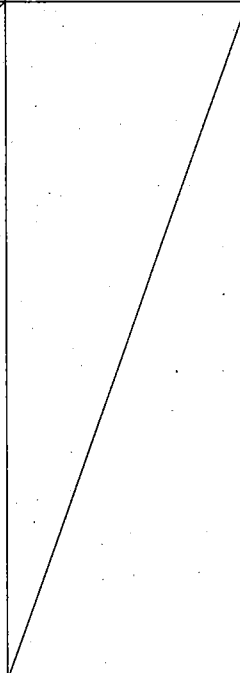
保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>—(使用上の制限)—</p> <p>第7条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質の使用等を行う場合は、別表第3に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <p>表2-1 照射設備の核燃料物質挿入限度量</p> <table border="1" data-bbox="1048 268 1852 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">装置名</th> <th colspan="4">核燃料物質挿入限度量</th> </tr> <tr> <th>^{235}U</th> <th>^{239}Pu</th> <th>Th</th> <th>^{233}U</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>100g/本</td> <td>50g/本</td> <td>*2</td> <td>*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水力ラビット照射装置</td> <td>HR-1</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>HR-2</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>16g/本*1</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>*4</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 再照射試験を行う照射済燃料は、最大燃焼度110Gwd/t-U、冷却日数180日相当の放射エネルギーのものとする。</p> <p>*2 Thの装荷量は、中性子照射量により定まる生成^{233}U量に換算する。</p> <p>*3 ^{233}Uは、^{239}Puよりも安全側であるので^{239}Puとして計算する。</p> <p>*4 装荷するキャプセル照射装置（BOCA照射装置を含む。）に依存する。</p>	装置名	核燃料物質挿入限度量				^{235}U	^{239}Pu	Th	^{233}U	キャプセル照射装置	100g/本	50g/本	*2	*3	水力ラビット照射装置	HR-1	5g	5g	*2	HR-2	5g	5g	*2	BOCA照射装置	16g/本*1	0g/本	0g/本	0g/本	OSF-1照射装置	*4	0g/本	0g/本	0g/本	<p>使用変更許可における照射設備の核燃料物質挿入限度量の削除を反映し、照射設備の使用上の制限値を削除したため齟齬はない。</p>			
装置名	核燃料物質挿入限度量																																					
	^{235}U	^{239}Pu	Th	^{233}U																																		
キャプセル照射装置	100g/本	50g/本	*2	*3																																		
水力ラビット照射装置	HR-1	5g	5g	*2																																		
	HR-2	5g	5g	*2																																		
BOCA照射装置	16g/本*1	0g/本	0g/本	0g/本																																		
OSF-1照射装置	*4	0g/本	0g/本	0g/本																																		
<p>第2-1節 使用上の条件</p> <p>—(照射設備の警報の作動条件)—</p> <p>第8条 照射課長は、照射設備について、使用実施計画で定めるところにより各照射設備の警報を設定する。ただし、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1057 895 1852 1361"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水力ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水力ラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		—(省略)—																																				
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																				
水力ラビット照射装置	1基	—(省略)—																																				
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																				
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	—(省略)—																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																																																								
<p>(負圧の維持)</p> <p>第9.7条 原子炉課長は、別表第5.4に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、課長の依頼により核燃料取扱主務者の同意を得て、給排気系統を停止する場合はこの限りでない。</p>																																																													
<p>(カナル等の水位の維持)</p> <p>第1-0-8条 原子炉課長は、炉プール、及びカナル及びSFCプールに核燃料物質を貯蔵している場合、炉プールにおいては基準水位より5400mm以上、カナル及びSFCプールにおいては基準水位より50mm以上、水位を低下させないように努める。</p> <p>2 原子炉課長は、周辺の線量当量率を考慮し、放射線被ばくの防護措置を講じた上で、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、前項の定めにかかわらず水位を変更できる。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.2 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1048 421 1850 1423"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉プール</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>カナル</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>居室実験室建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X線装置室</td> <td></td> <td>約26m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階	(省略)	(省略)		原子炉制御室				原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)		原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)		原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	カナル	(省略)	(省略)	(省略)	居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)	ホット実験室		(省略)		放射線管理室		(省略)		X線装置室		約26m ²		<p>使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更し、整合を図った。</p>
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																																										
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
原子炉建家2階	(省略)	(省略)																																																											
原子炉制御室																																																													
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)																																																											
原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																											
原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																																																											
原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																											
炉プール	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
ホット実験室		(省略)																																																											
放射線管理室		(省略)																																																											
X線装置室		約26m ²																																																											

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																																																								
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																									
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																									
<p>(カナル等の水質の維持)</p> <p>第1-1-9条 原子炉課長は、炉プール及びカナル及びSFCプールの水質を別表第6-5に掲げる値に維持するよう努める。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.2 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1061 384 1861 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1061 384 1368 459">使用施設の名称</th> <th data-bbox="1368 384 1615 459">構造</th> <th data-bbox="1615 384 1733 459">床面積</th> <th data-bbox="1733 384 1861 459">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 459 1368 502">原子炉建家</td> <td data-bbox="1368 459 1615 502">(省略)</td> <td data-bbox="1615 459 1733 502">(省略)</td> <td data-bbox="1733 459 1861 502">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 502 1368 545">原子炉建家 2階</td> <td data-bbox="1368 502 1615 545">(省略)</td> <td data-bbox="1615 502 1733 545">(省略)</td> <td data-bbox="1733 502 1861 545"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 545 1368 588">原子炉制御室</td> <td data-bbox="1368 545 1615 588"></td> <td data-bbox="1615 545 1733 588"></td> <td data-bbox="1733 545 1861 588"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 588 1368 783"> 原子炉建家 1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室 </td> <td data-bbox="1368 588 1615 783">(省略)</td> <td data-bbox="1615 588 1733 783">(省略)</td> <td data-bbox="1733 588 1861 783"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 783 1368 906"> 原子炉建家地下 1階 各照射設備機器等設置スペース </td> <td data-bbox="1368 783 1615 906"></td> <td data-bbox="1615 783 1733 906">(省略)</td> <td data-bbox="1733 783 1861 906"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 906 1368 1029"> 原子炉建家地下 2階 低圧配電盤、ダクトスペース等 </td> <td data-bbox="1368 906 1615 1029"></td> <td data-bbox="1615 906 1733 1029">(省略)</td> <td data-bbox="1733 906 1861 1029"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1029 1368 1152"> 原子炉建家地下 3階 各照射設備機器等設置スペース </td> <td data-bbox="1368 1029 1615 1152"></td> <td data-bbox="1615 1029 1733 1152">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1029 1861 1152"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1152 1368 1195">炉プール</td> <td data-bbox="1368 1152 1615 1195">(省略)</td> <td data-bbox="1615 1152 1733 1195">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1152 1861 1195">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1195 1368 1238">カナル</td> <td data-bbox="1368 1195 1615 1238">(省略)</td> <td data-bbox="1615 1195 1733 1238">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1195 1861 1238">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1238 1368 1281">居室実験室建家</td> <td data-bbox="1368 1238 1615 1281">(省略)</td> <td data-bbox="1615 1238 1733 1281">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1238 1861 1281">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1281 1368 1324">ホット実験室</td> <td data-bbox="1368 1281 1615 1324"></td> <td data-bbox="1615 1281 1733 1324">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1281 1861 1324"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1324 1368 1367">放射線管理室</td> <td data-bbox="1368 1324 1615 1367"></td> <td data-bbox="1615 1324 1733 1367">(省略)</td> <td data-bbox="1733 1324 1861 1367"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1367 1368 1410">X線装置室</td> <td data-bbox="1368 1367 1615 1410"></td> <td data-bbox="1615 1367 1733 1410">約26m²</td> <td data-bbox="1733 1367 1861 1410"></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家 2階	(省略)	(省略)		原子炉制御室				原子炉建家 1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)		原子炉建家地下 1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		原子炉建家地下 2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)		原子炉建家地下 3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	カナル	(省略)	(省略)	(省略)	居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)	ホット実験室		(省略)		放射線管理室		(省略)		X線装置室		約26m ²		<p>使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更し、整合を図った。</p>
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																																										
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
原子炉建家 2階	(省略)	(省略)																																																											
原子炉制御室																																																													
原子炉建家 1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)																																																											
原子炉建家地下 1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																											
原子炉建家地下 2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																																																											
原子炉建家地下 3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																											
炉プール	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																										
ホット実験室		(省略)																																																											
放射線管理室		(省略)																																																											
X線装置室		約26m ²																																																											

保安規定変更申請	使用変更許可			説明																																	
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																	
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																	
<p>第3-2節 作業上の確認 (重要な設備等の操作)</p> <p>第1-2-10条 原子炉課長及び照射課長は、別表第1に掲げる保安上重要な設備等の操作については、第3条第1項の手引に定めるところによりこれを行う。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1061 379 1861 847"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																			
照射設備		—(省略)—																																			
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																			
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																																			
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																			
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																			
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																			
切断装置	2基	—(省略)—																																			
ハンドリングツール	1式	(省略)																																			
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			
<p>—(使用開始前点検)—</p> <p>第1-3条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行おうとする場合は、別表第7に掲げるところにより使用する装置ごとの点検を行うとともに、第2条第2項に基づき運転している特定施設が正常な状態であることを原子炉課長に確認する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1061 847 1861 1390"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																			
照射設備		—(省略)—																																			
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																			
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																																			
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																			
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																			
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																			
切断装置	2基	—(省略)—																																			
ハンドリングツール	1式	(省略)																																			
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>(巡視)</p> <p>第1411条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行っている場合は、別表第1に掲げる照射設備の保安上重要な設備等を1日1回以上、巡視する。</p> <p>なお、使用しない設備等については、これを省略することができる。</p> <p>2 原子炉課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転している場合は、別表第1に掲げる特定施設の保安上重要な設備等を監視するとともに、1日1回以上巡視する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 268 1854 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水力ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水力ラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		(省略)																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																				
水力ラビット照射装置	1基	(省略)																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	(省略)																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>(使用停止後点検)</p> <p>第15条 照射課長は、前条第1項の照射試験を停止した場合は、別表第8に掲げるところにより点検する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 885 1854 1353"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水力ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水力ラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		(省略)																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																				
水力ラビット照射装置	1基	(省略)																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	(省略)																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>第3章 保守管理 (計画停電時の措置) 第1-6-1-2条 原子炉課長及び照射課長は、計画停電のつど、JMTR施設の保安措置を検討し、材料試験炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1048 268 1848 730"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>QSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	QSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したことにより計画停電時の措置は不要となるため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		—(省略)—																																				
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																				
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																																				
QSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																				
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	—(省略)—																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>(施設管理目標の策定) 第1-6-1-3条の2 (変更なし)</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定) 第1-6-1-4条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第1-6-1-5条の4 (変更なし)</p> <p>(保全活動の実施) 第1-6条の5 (変更なし)</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第1-6-1-7条の6 (変更なし)</p> <p>(定期事業者検査) 第1-7-1-8条 (変更なし)</p>																																						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>(修理及び改造)</p> <p>第1-8-19条 照射課長は照射設備照射準備室について、原子炉課長は本体施設(照射設備照射準備室を除く。)及び特定施設について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 照射課長は照射設備照射準備室について、原子炉課長は本体施設(照射設備照射準備室を除く。)及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 268 1852 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		(省略)																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																				
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	(省略)																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第1-8-20条の2 (変更なし)</p>																																						
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第1-9-21条 原子炉課長及び照射課長は、第1-7-18条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第1-7-18条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第1-8-19条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第1-8-20条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放</p>																																						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>		
<p>第4章 核燃料物質の管理 (年間予定使用量)</p> <p>第2022条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、別表12第6に掲げる年間予定使用量を超えないことについて、技術課長の確認を得た後、行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p>		
<p>—(未照射核燃料物質の受入れ検査)—</p> <p>第21条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入れ検査を行う。ただし、被覆されていない核燃料物質の受入れにあたっては、第2号に掲げる事項についての検査を除くものとする。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び量</p> <p>(2) 表面汚染の測定</p> <p>(3) 外観及び寸法の検査</p> <p>(4) 核燃料物質の性状が固体であることの確認</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>(3) 照射準備室建家 照射準備室建家は、居室実験室建家の北西端から西に延びた建家であり、原子炉建家の北側に位置し、トラック通路によってつながっている。 照射準備室建家では、未照射の核燃料物質の受入れ作業を行う。 図7.1-12に照射準備室建家平面図を示す。 (以下省略)</p>	<p>使用変更許可において未照射核燃料物質の受入れについて記載を削除したため齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第2-2-23条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、別表第4-3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、設備ごとに同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又はない。また、同表に掲げる核的制限値を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第4-3に掲げる場所又は設備ごとに核的制限値を表示する。</p> <p>3 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</p> <p>4 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>条番号の整理及び記載の適正化のため該当しない。</p>																																				
<p>第5章キャプセル等の管理</p> <p>—(キャプセル等の製作)—</p> <p>第23条 技術課長は、キャプセル等を設計及び製作する場合は、別表第3に掲げる事項のほか、キャプセル等設計基準及びキャプセル等検査基準に従って行う。</p> <p>2 技術課長は、製作したキャプセル等の安全性に係る資料を作成し、キャプセル等を原子炉に挿入する前までに、当該キャプセル等の安全性について材料試験炉部長の承認を受ける。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の承認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、JMTRキャプセル等審査委員会の意見を聴く。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 719 1854 1187"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>QSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水ラビット照射装置	1基	—(省略)—	QSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、キャプセル等の製作をすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		—(省略)—																																				
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																				
水ラビット照射装置	1基	—(省略)—																																				
QSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																				
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	—(省略)—																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>—(キャプセル等の検査)—</p> <p>第24条 原子炉課長は、キャプセル等検査基準に従って、キャプセル等の製作過程、完成時及び受入時に検査を行う。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 1264 1854 1423"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水ラビット照射装置	1基	—(省略)—	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、キャプセルの製作をすることがなくなりキャプセル等の検査</p>																								
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		—(省略)—																																				
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																				
水ラビット照射装置	1基	—(省略)—																																				

保安規定変更申請	使用変更許可			説明																																		
	OSF-1照射装置	1基	--(省略)--	がいらなくなったため齟齬はない。																																		
	BOCA照射装置	1基	--(省略)--																																			
	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																			
	切断装置	2基	--(省略)--																																			
	ハンドリングツール	1式	(省略)																																			
	キャプセル運搬台車	1台	--(省略)--																																			
	(省略)	(省略)	(省略)																																			
<p>-(キャプセル等の挿入及び取出し)-</p> <p>第2-5条 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内に挿入しようとする場合は、キャプセル等の表面に有害な腐食、傷痕、歪み等のないことを確認する。</p> <p>2 照射課長は、キャプセルを炉内に挿入した場合及びOSF-1キャプセルを炉内に挿入しようとする場合は、キャプセル又はOSF-1キャプセルに付属する機器の接続について、導通検査及び漏えい検査を行い、保安上支障のないことを確認する。</p> <p>3 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内へ挿入しようとする場合又は炉内から取り出そうとする場合は、原子炉課長に通報する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1055 651 1850 1118"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>--(省略)--</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		--(省略)--	キャプセル照射装置	1式	--(省略)--	水カラビット照射装置	1基	--(省略)--	OSF-1照射装置	1基	--(省略)--	BOCA照射装置	1基	--(省略)--	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	--(省略)--	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	--(省略)--	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、キャプセル等の挿入及び取り出しをすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		--(省略)--																																				
キャプセル照射装置	1式	--(省略)--																																				
水カラビット照射装置	1基	--(省略)--																																				
OSF-1照射装置	1基	--(省略)--																																				
BOCA照射装置	1基	--(省略)--																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	--(省略)--																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	--(省略)--																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>(照射済のキャプセル等核燃料物質の引渡し)</p> <p>第2-6-2-4条 原子炉課長及び照射課長は、照射済のキャプセル等核燃料物質を照射後試験のためホットラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。</p> <p>2 照射課長は、照射済のキャプセル等を照射依頼者に引き渡そうとする場合は、輸送容器の表面及び表面から1mの線量当量率並びに表面密度を測定し、記録する。</p>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法</p>	<p>使用変更許可において照射済核燃料物質は、ホットラボに引渡すと統一したため齟齬はない。</p>																																				

保安規定変更申請	使用変更許可		説明																																				
	使用済燃料の処分の方法	<p>照射試験に使用した照射済燃料試料は、照射後試験若しくは詰替えのためホットラボ施設に引渡すか又は依頼者に返却する。</p> <p>中性子束測定に使用した核燃料物質及びその他の使用目的を終了した核燃料物質は、最終的に廃棄物として大洗研究所の廃棄物管理施設に移送して引渡す。</p> <p>照射済核燃料物質は、ホットラボに引き渡す。</p> <p>未照射核燃料物質は、核燃料物質の集約施設へ搬出するまで貯蔵設備に貯蔵する。</p>																																					
<p>(キャプセル等核燃料物質の所在管理)</p> <p>第2-7-25条 技術課長は、キャプセル等核燃料物質について、受入れから照射後引渡しまでの間、その所在の一元的管理を行う。</p> <p>2. 原子炉課長及び照射課長は、キャプセル等の受入れ、照射済核燃料物質の引渡し又は移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1059 616 1854 818"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 616 1200 655">整理番号</th> <th data-bbox="1200 616 1854 655">使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 655 1200 818">1</td> <td data-bbox="1200 655 1854 818"> <p>(省略)</p> <p>核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。</p> <p>(省略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		整理番号	使用の方法	1	<p>(省略)</p> <p>核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。</p> <p>(省略)</p>	<p>使用変更許可において照射済核燃料物質に、使用を終了した核分裂計数管を含む事を明確化したため齟齬はない。</p>																																
整理番号	使用の方法																																						
1	<p>(省略)</p> <p>核燃料物質は照射済核燃料物質(使用を終了した核分裂計数管を含む。)及び未照射核燃料物質に分けられる。</p> <p>(省略)</p>																																						
<p>第6-5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置</p> <p>(警報が作動した場合の措置)</p> <p>第2-8-26条 原子炉課長及び照射課長は、所管する施設等に係る警報が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2. 原子炉課長及び照射課長は、前項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、相互に通報する。</p> <p>3. 照射課長は、第1項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合、又は前項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通報する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1059 914 1854 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 914 1335 959">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1335 914 1458 959">個数</th> <th data-bbox="1458 914 1854 959">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 959 1335 999">照射設備</td> <td data-bbox="1335 959 1458 999"></td> <td data-bbox="1458 959 1854 999">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 999 1335 1038">キャプセル照射装置</td> <td data-bbox="1335 999 1458 1038">1式</td> <td data-bbox="1458 999 1854 1038">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1038 1335 1078">水カラボット照射装置</td> <td data-bbox="1335 1038 1458 1078">1基</td> <td data-bbox="1458 1038 1854 1078">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1078 1335 1118">OSF-1照射装置</td> <td data-bbox="1335 1078 1458 1118">1基</td> <td data-bbox="1458 1078 1854 1118">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1118 1335 1158">BOCA照射装置</td> <td data-bbox="1335 1118 1458 1158">1基</td> <td data-bbox="1458 1118 1854 1158">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1158 1335 1198">その他の設備</td> <td data-bbox="1335 1158 1458 1198"></td> <td data-bbox="1458 1158 1854 1198"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1198 1335 1238">(省略)</td> <td data-bbox="1335 1198 1458 1238">(省略)</td> <td data-bbox="1458 1198 1854 1238">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1238 1335 1278">切断装置</td> <td data-bbox="1335 1238 1458 1278">2基</td> <td data-bbox="1458 1238 1854 1278">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1278 1335 1318">ハンドリングツール</td> <td data-bbox="1335 1278 1458 1318">1式</td> <td data-bbox="1458 1278 1854 1318">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1318 1335 1358">キャプセル運搬台車</td> <td data-bbox="1335 1318 1458 1358">1台</td> <td data-bbox="1458 1318 1854 1358">—(省略)—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 1358 1335 1382">(省略)</td> <td data-bbox="1335 1358 1458 1382">(省略)</td> <td data-bbox="1458 1358 1854 1382">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラボット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																					
照射設備		—(省略)—																																					
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																					
水カラボット照射装置	1基	—(省略)—																																					
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																					
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																					
その他の設備																																							
(省略)	(省略)	(省略)																																					
切断装置	2基	—(省略)—																																					
ハンドリングツール	1式	(省略)																																					
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																					
(省略)	(省略)	(省略)																																					

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																		
<p>(負圧の維持ができなくなった場合の措置)</p> <p>第2-9-27条 原子炉課長は、第9.7条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、別表第5.4に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。</p> <p>3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、取扱作業及び照射試験核燃料物質を取り扱う作業を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1048 229 1848 424"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>照射試験 核燃料物質の貯蔵</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中性子束の測定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>使用済み核燃料物質の時蔵</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	整理番号	使用の目的	1	照射試験 核燃料物質の貯蔵	2	中性子束の測定	3	使用済み核燃料物質の時蔵	<p>使用変更許可における照射試験の削除を反映したため齟齬はない。</p>										
整理番号	使用の目的																			
1	照射試験 核燃料物質の貯蔵																			
2	中性子束の測定																			
3	使用済み核燃料物質の時蔵																			
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第3-0-28条 J M T R 使用施設等の巡視並びに第3-1-29条の2の地震又は火災時の点検において異常を発見した者は、施設管理者又は管理区域管理者に通報する。</p> <p>2 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>3 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の調査の結果、その異常が核燃料物質の使用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、材料試験炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けたとき場合は、J M T R の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>条番号の整理及び記載の適正化のため該当しない。</p>																		
<p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置</p> <p>(キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第3.1条 照射課長は、第2.5条第1項及び同条第2項の点検の結果、異常を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を材料試験炉部長に報告する。</p> <p>(1) 異常なキャプセル等と正常なキャプセル等を区分し、識別の容易な措置を講ずること。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1048 1206 1848 1445"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>QSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	QSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、キャプセル等の挿入及び取り出しをすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																		
照射設備		—(省略)—																		
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																		
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																		
QSF-1照射装置	1基	—(省略)—																		
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																		

保安規定変更申請	使用変更許可			説明
<p>—(2) 汚染がある場合は、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>2 照射課長は、放射性ガスを放出するおそれのある破損したキャプセル等を炉内から取り出す場合は、これを所定の容器に封入する。</p>	<p>その他の設備 (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>2基</p> <p>1式</p> <p>1台</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>—(省略)—</p> <p>(省略)</p> <p>—(省略)—</p> <p>(省略)</p>	
<p>第4.3節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置)</p> <p>第3.1.2.9条の2 (変更なし)</p> <p>第7.6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第3.2.3.0条 JMTRに係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、照射準備室とJMTR炉室とを結ぶトラック通路により未照射核燃料物質を運搬する場合は、当該通路を当該作業に必要な時間に限りて第2種管理区域に設定する。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第3.3.3.1条 第2編第3.2条第1項に規定するJMTRに係る放射線測定機器は、別表第1.3.7及び別表第1.4.8に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第3.4.3.2条 放射線管理第2課長は、別表第1.5.9に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>	/			

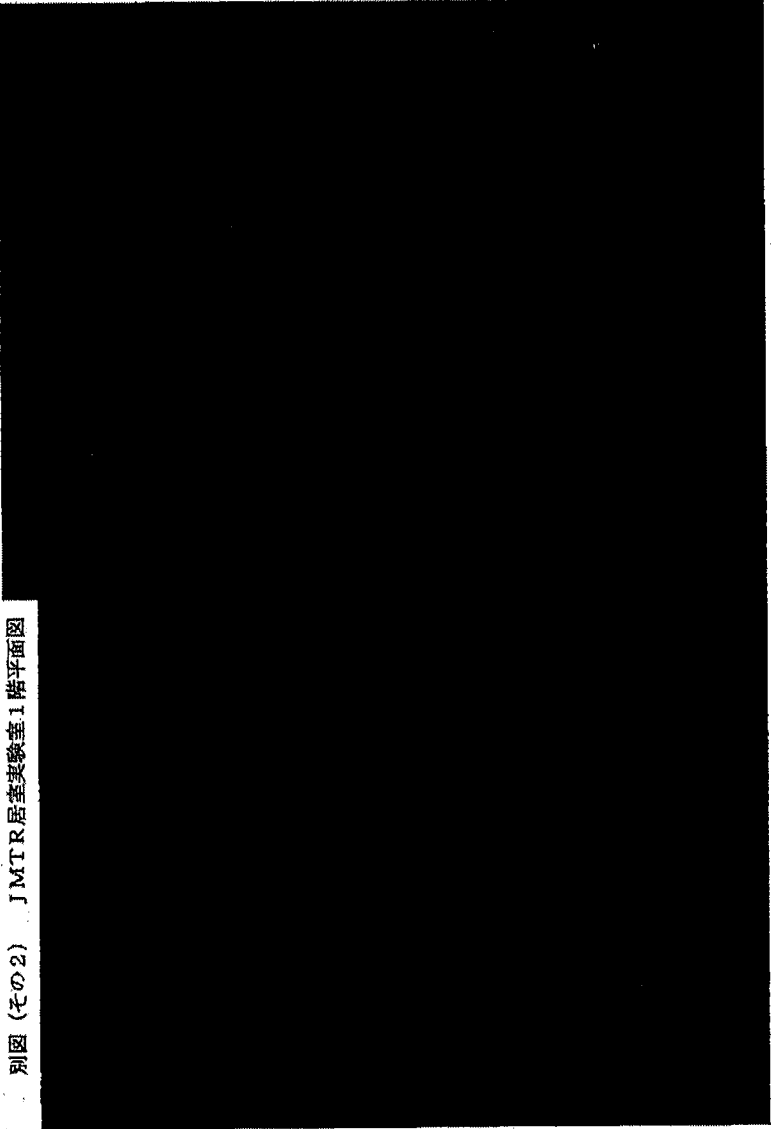
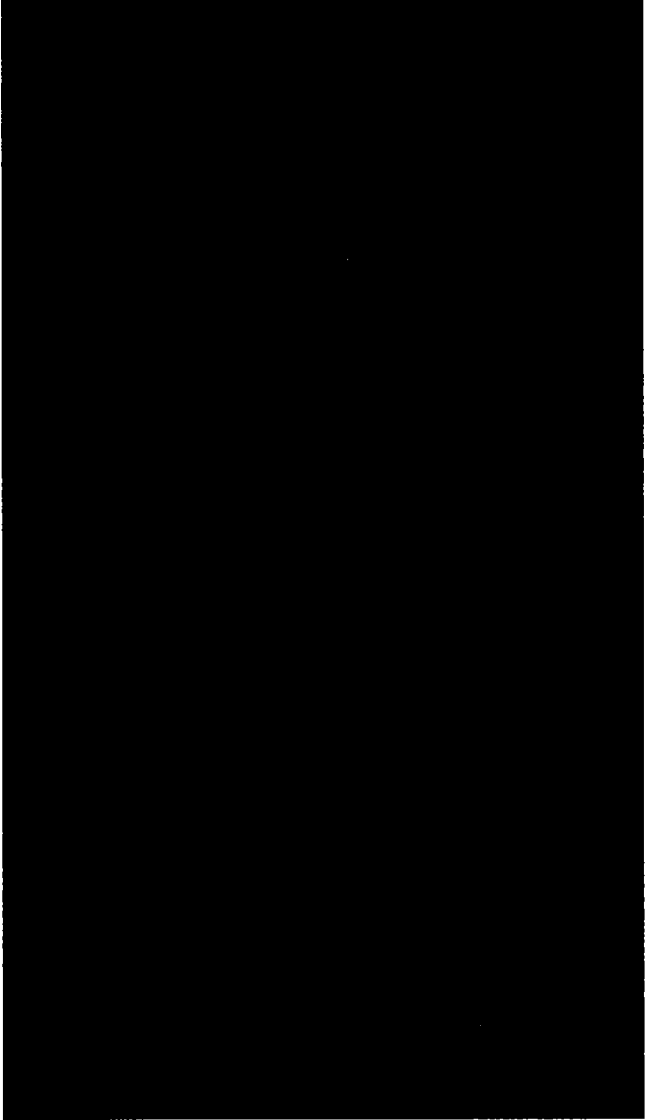
保安規定変更申請		使用変更許可			説明																																																	
別表第1 保安上重要な設備等（第3条、第1-2-10条、第1-4-11条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設</th> <th>設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体施設</td> <td>(1) キャプセル照射装置</td> </tr> <tr> <td>(2) BOCA照射装置</td> </tr> <tr> <td>(3) OSF-1照射装置</td> </tr> <tr> <td>(4) 水カラビット照射装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設</td> <td>(1) 電源設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉建家排気設備</td> </tr> <tr> <td>(3) 居室実験室建家排気設備</td> </tr> <tr> <td>(4) タンクヤード</td> </tr> <tr> <td>(5) ホット機械室</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備等	本体施設	(1) キャプセル照射装置	(2) BOCA照射装置	(3) OSF-1照射装置	(4) 水カラビット照射装置	特定施設	(1) 電源設備	(2) 原子炉建家排気設備	(3) 居室実験室建家排気設備	(4) タンクヤード	(5) ホット機械室	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用設備の名称</th> <th style="width: 10%;">個数</th> <th style="width: 60%;">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。
施設	設備等																																																					
本体施設	(1) キャプセル照射装置																																																					
	(2) BOCA照射装置																																																					
	(3) OSF-1照射装置																																																					
	(4) 水カラビット照射装置																																																					
特定施設	(1) 電源設備																																																					
	(2) 原子炉建家排気設備																																																					
	(3) 居室実験室建家排気設備																																																					
	(4) タンクヤード																																																					
	(5) ホット機械室																																																					
使用設備の名称	個数	仕様																																																				
照射設備		(省略)																																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																																				
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																																				
その他の設備																																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																																				
切断装置	2基	(省略)																																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																																				
別表第2 使用実施計画記載事項（第5条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用の開始及び終了の期日</td> </tr> <tr> <td>(2) 使用場所(照射設備にあっては装置名)</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量</td> </tr> <tr> <td>(4) 取扱いの方法(使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>		記載事項	(1) 使用の開始及び終了の期日	(2) 使用場所(照射設備にあっては装置名)	(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量	(4) 取扱いの方法(使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用設備の名称</th> <th style="width: 10%;">個数</th> <th style="width: 60%;">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。								
記載事項																																																						
(1) 使用の開始及び終了の期日																																																						
(2) 使用場所(照射設備にあっては装置名)																																																						
(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量																																																						
(4) 取扱いの方法(使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)																																																						
使用設備の名称	個数	仕様																																																				
照射設備		(省略)																																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																																				
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																																				
その他の設備																																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																																				
切断装置	2基	(省略)																																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																																				

保安規定変更申請		使用変更許可				説明																																															
別表第3 照射設備の使用上の制限値（第7条、第23条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">装置名</th> <th colspan="2">核燃料物質挿入限度量</th> </tr> <tr> <th>^{235}U量</th> <th>^{239}Pu、^{233}U及びT_{h}の総量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>100g（1本当たり）</td> <td>50g（1本当たり）</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置及びOSF-1照射装置</td> <td>16g（1本当たり）</td> <td>使用しない</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>20g（同時に照射する試料当たり）</td> <td>20g（同時に照射する試料当たり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：(1) T_{h}の挿入限度量は、中性子照射により生成される^{233}U量に換算する。</p> <p>(2) BOCA照射装置を使用して、再照射試験を行う照射済燃料は、最大燃焼度110GWd/t-U、冷却日数180日相当の放射エネルギーのものとする。</p> <p>(3) OSF-1照射装置の^{235}Uの核燃料物質挿入限度量は、BOCA照射装置の核燃料物質挿入限度量に依存する。</p> <p>(4) キャプセル等の挿入、取出、引渡しにあたっては、一度に取扱う核燃料物質（^{233}U、^{235}U及び^{239}Puに限る。）の合計質量が核的制限値である2.6kgを超えないこと。</p>		装置名	核燃料物質挿入限度量		^{235}U 量	^{239}Pu 、 ^{233}U 及び T_{h} の総量	キャプセル照射装置	100g（1本当たり）	50g（1本当たり）	BOCA照射装置及びOSF-1照射装置	16g（1本当たり）	使用しない	水カラビット照射装置	20g（同時に照射する試料当たり）	20g（同時に照射する試料当たり）	2. 使用の目的及び方法 表2-1 照射設備の核燃料物質挿入限度量 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">装置名</th> <th colspan="4">核燃料物質挿入限度量</th> </tr> <tr> <th>^{235}U</th> <th>^{239}Pu</th> <th>T_{h}</th> <th>^{233}U</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>100g/本</td> <td>50g/本</td> <td>*2</td> <td>*3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水カラビット照射装置</td> <td>HR-1</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>HR-2</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>16g/本*</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>*4</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> <td>0g/本</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 再照射試験を行う照射済燃料は、最大燃焼度110GWd/t-U、冷却日数180日相当の放射エネルギーのものとする。</p> <p>*2 T_{h}の装荷量は、中性子照射量により定まる生成^{233}U量に換算する。</p> <p>*3 ^{233}Uは、^{239}Puよりも安全側であるので^{239}Puとして計算する。</p> <p>*4 装荷するキャプセル照射装置（BOCA照射装置を含む。）に依存する。</p>				装置名	核燃料物質挿入限度量				^{235}U	^{239}Pu	T_{h}	^{233}U	キャプセル照射装置	100g/本	50g/本	*2	*3	水カラビット照射装置	HR-1	5g	5g	*2	HR-2	5g	5g	*2	BOCA照射装置	16g/本*	0g/本	0g/本	0g/本	OSF-1照射装置	*4	0g/本	0g/本	0g/本	使用変更許可における照射設備の核燃料物質挿入限度量の削除を反映し、照射設備の使用上の制限値を削除したため齟齬はない。
装置名	核燃料物質挿入限度量																																																				
	^{235}U 量	^{239}Pu 、 ^{233}U 及び T_{h} の総量																																																			
キャプセル照射装置	100g（1本当たり）	50g（1本当たり）																																																			
BOCA照射装置及びOSF-1照射装置	16g（1本当たり）	使用しない																																																			
水カラビット照射装置	20g（同時に照射する試料当たり）	20g（同時に照射する試料当たり）																																																			
装置名	核燃料物質挿入限度量																																																				
	^{235}U	^{239}Pu	T_{h}	^{233}U																																																	
キャプセル照射装置	100g/本	50g/本	*2	*3																																																	
水カラビット照射装置	HR-1	5g	5g	*2																																																	
	HR-2	5g	5g	*2																																																	
BOCA照射装置	16g/本*	0g/本	0g/本	0g/本																																																	
OSF-1照射装置	*4	0g/本	0g/本	0g/本																																																	
別表第4_3 核燃料物質の貯蔵の制限値（第2-2-2_3条関係）（変更なし） 別表第5_4 負圧の維持基準（第9_7条、第2-9_2_7条関係）（変更なし）		/																																																			
別表第6_5 カナル水の水質維持基準（第1-1_9条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>維持基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉プール、及びカナル及びSFCプールの水質</td> <td>(1) 電気伝導率 2 $\mu\text{S}/\text{cm}$以下 (2) pH 5.5~7.0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	維持基準値	炉プール、及びカナル及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 2 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (2) pH 5.5~7.0	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.2 使用施設の構造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更し、整合を図った。																																			
項目	維持基準値																																																				
炉プール、及びカナル及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 2 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 以下 (2) pH 5.5~7.0																																																				
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																																		
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																		

保安規定変更申請		使用変更許可				説明
	原子炉建家 2 階 原子炉制御室	(省略)	(省略)			
	原子炉建家 1 階 各照射設備機器等設 置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)			
	原子炉建家地下 1 階 各照射設備機器等設 置スペース		(省略)			
	原子炉建家地下 2 階 低圧配電盤、ダクト スペース等		(省略)			
	原子炉建家地下 3 階 各照射設備機器等設 置スペース		(省略)			
	炉プール	(省略)	(省略)	(省略)		
	カナル	(省略)	(省略)	(省略)		
	居室実験室建家	(省略)	(省略)	(省略)		
	ホット実験室		(省略)			
	放射線管理室		(省略)			
	X線装置室		約26m ²			
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)		
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)		
	別表第7—照射設備の使用開始前の点検—(第1-3条関係)—		7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備			
装置	点検項目	使用設備の名称	個数	仕様		
キャプセル照射装置	(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認	照射設備 キャプセル照射装置	1式	(省略)		
BOCA照射装置	(1) 電源の確認	水カラビット照射装置	1基	(省略)		

保安規定変更申請		使用変更許可			説明																																											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">OSF-1照射装置</td> <td>(2) 純水及びガス供給の確認</td> </tr> <tr> <td>(1) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>(2) 純水及びガス供給の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水カラビット照射装置</td> <td>(3) UCLの確認</td> </tr> <tr> <td>(1) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 純水及びガス供給の確認</td> </tr> </table>	OSF-1照射装置	(2) 純水及びガス供給の確認	(1) 電源の確認	(2) 純水及びガス供給の確認	水カラビット照射装置	(3) UCLの確認	(1) 電源の確認		(2) 純水及びガス供給の確認	<table border="1"> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)														
OSF-1照射装置		(2) 純水及びガス供給の確認																																														
		(1) 電源の確認																																														
	(2) 純水及びガス供給の確認																																															
水カラビット照射装置	(3) UCLの確認																																															
	(1) 電源の確認																																															
	(2) 純水及びガス供給の確認																																															
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																														
BOCA照射装置	1基	(省略)																																														
その他の設備																																																
(省略)	(省略)	(省略)																																														
切断装置	2基	(省略)																																														
ハンドリングツール	1式	(省略)																																														
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																														
(省略)	(省略)	(省略)																																														
<p>別表第8—照射設備の停止後点検(第15条関係)—</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>装置</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>(1) 電源断</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> </tbody> </table>	装置	点検項目	キャプセル照射装置	(1) 電源断	BOCA照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	OSF-1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可における照射設備の削除を反映し、照射設備に係る記載を削除したため齟齬はない。</p>
装置	点検項目																																															
キャプセル照射装置	(1) 電源断																																															
BOCA照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																															
OSF-1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																															
水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																															
使用設備の名称	個数	仕様																																														
照射設備		(省略)																																														
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																														
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																														
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																														
BOCA照射装置	1基	(省略)																																														
その他の設備																																																
(省略)	(省略)	(省略)																																														
切断装置	2基	(省略)																																														
ハンドリングツール	1式	(省略)																																														
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																														
(省略)	(省略)	(省略)																																														
<p>別表第9—削除</p> <p>別表第10—削除</p> <p>別表第11—削除</p>	/																																															

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>別表第1-2-6 核燃料物質の年間予定使用量 (第2-0-2-2条関係) (変更なし)</p> <p>別表第1-3-7 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法 (第3-3-3-1条関係) (変更なし)</p> <p>別表第1-4-8 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法 (第3-3-3-1条関係) (変更なし)</p> <p>別表第1-5-9 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第3-4-3-2条関係) (変更なし)</p> <p>別図 (その1) (変更なし)</p>		

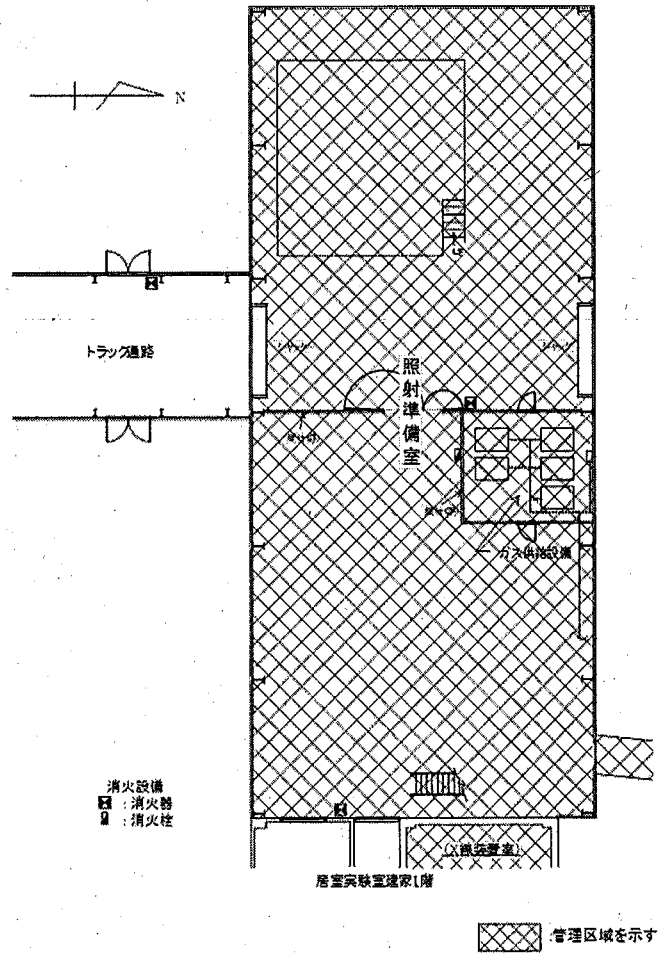
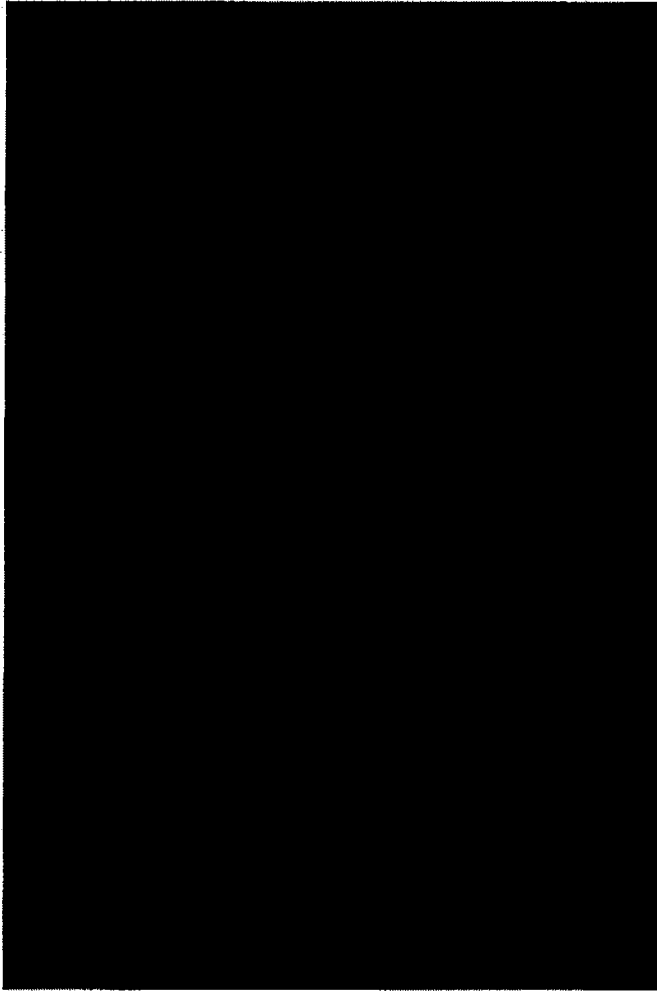
保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p data-bbox="141 863 174 1331">別図 (その2) JMTR居室実験室1階平面図</p> 	 <p data-bbox="1671 568 1704 887">図7.1-11 居室実験室1階平面図</p>	<p data-bbox="1877 201 2092 376">使用変更許可では、X線装置室削除に伴い()書きで記載しているため齟齬はない。</p>

保安規定変更申請

使用変更許可

説明

別図 (その3) JMTR照射準備室及び燃料管理室平面図



使用変更許可では、
X線装置室削除に
伴い()書きで記載
しているため齟齬
はない。

別図 (その4) ~別図 (その13) (変更なし)